

# 枚方京田辺環境施設組合会計管理者事務決裁規程

平成28年7月1日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、会計管理者の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者及び専決する権限を有する者（以下「決裁権者」という。）の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、常時、会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在（出張、病気その他の理由により決裁又は専決ができない状態をいう。以下同じ。）の場合に、その者に代わって決裁することをいう。
- (4) 出納員 枚方京田辺環境施設組合会計規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合規則第12号。以下「規則」という。）第3条の出納員をいう。
- (5) 会計員 規則第3条の会計員をいう。

(出納員の専決事項)

第3条 出納員が専決することができる事項は、次に定めるところによる。

- (1) 1件500万円未満の歳計現金の支出及び戻入れに関する事。
- (2) 歳入調定通知書の処理に関する事。
- (3) 歳入歳出外現金の受払いに関する事。
- (4) 過誤納金の払出し及び過払いの戻入れに関する事。
- (5) 年度間、科目及び金額に係る振替及び更正の確認に関する事。
- (6) 資金前渡、概算払等の精算に関する事。
- (7) 予備費の充用命令書及び予算流用命令書の受理に関する事。

(8) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事務を処理すること。

(専決の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、会計管理者の決裁を受けなければならない。

(1) 異例又は先例とであると認められるもの

(2) 紛争若しくは論争のあるもの又はそれらのおそれのあるもの

(3) 法令の解釈上疑義があるもの

(4) 政治性を伴うもの

(専決の報告)

第5条 出納員は、第3条の規定により専決した場合において、必要があると認めるときは、その専決した事項を会計管理者に報告しなければならない。

(会計管理者の決裁事項の代決)

第6条 会計管理者の決裁を受けるべき事項で、緊急を要するものについて、会計管理者が不在のときは、出納員がその事項を代決することができる。ただし、第4条各号のいずれかに該当すると認められるときは、代決することができない。

(出納員の専決事項の代決)

第7条 出納員が専決する事項について、出納員が不在のときは、あらかじめ出納員が指名した会計員がその事項を代決することができる。

(代決の報告)

第8条 代決した場合は、代決した事項について、あらかじめ指示を受けた事項を除き、速やかに第6条による代決にあつては会計管理者、前条による代決にあつては出納員に報告し、又は関係文書を閲覧に供さなければならない。

附 則

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。